

# 自由で開かれたインド太平洋 (FOIP) の 実現に向けた国際協力の現状と今後 第148回運輸政策コロキウム

1

兼原 敦子

一般財団法人運輸総合研究所理事  
上智大学法学部教授  
国際法学会代表理事  
総合海洋政策本部参与

MEMBER OF THE BOARD OF GOVERNOR FOR IMO  
INTERNATIONAL MARITIME LAW INSTITUTE

2022年2月1日

SUPPORTED BY 日本財団

# はじめに

2

## I. 第一部

### 1. 日本の外交政策(FOIP)と海洋政策(第3期海洋基本計画)の共通性と同時実現 第3期海洋基本計画2018～2022＝「基本計画」

- ・広くとらえた「海洋の安全保障」
- ・第三期海洋基本計画における海上保安庁への期待
- ・FOIP(三つの柱)との第3期海洋基本計画との共通性と同時実現

### 2. 海上保安庁の機能・任務:国内業務から国際業務への発展

- ・海上保安庁の機能・任務
- ・国際業務の発展

## II. 第二部

### 1. 領海警備にみる日中関係

2021年2月中国海警法施行

### 2. FOIP(国際支援)を通じた海洋の安全保障の実現

- (1) 国際支援(南シナ海)による海洋の安全保障
- (2) 海洋の安全保障の「補強」:経済安全保障

～第4期海洋基本計画～

# I. 1. 外交政策(FOIP)と海洋政策(第三期海洋基本計画)

3

## 「総合的な海洋の安全保障」: 広い「海洋の安全保障」概念

### ① 2017年4月総合海洋政策本部 安倍内閣総理大臣の指示

「次期海洋基本計画では、『海洋の安全保障』を幅広く取り上げ、領海警備、治安の確保、災害対策などの課題への取組を強化し、海上保安体制の強化はもとより、さまざまな脅威・リスクの早期察知に資する海洋状況把握(MDA)の体制確立や国境離島の保全・管理に万全を期す」

### ② 国際的潮流

“Maritime security” = in addition to military threat, combatting various threats, including terrorism, weapons proliferation, transnational crime, piracy, environmental/resource destruction, and illegal seaborne migration

(Douglas Guilfoyle, “Maritime Law Enforcement Operations and Intelligence in an Age of Maritime Security,” 93 *International Law Studies*, Published by U. S. Naval College, 2017, p. 299.)

# I. 1. 外交政策(FOIP)と海洋政策(第三期海洋基本計画)

4

## (1) 第3期海洋基本計画

【基本計画が横断的に包含する各関係省庁の施策】

:基本計画第二部(各論)九つに分類

①海洋の安全保障、②海洋の産業利用の促進、③海洋環境の維持・保全、④海洋状況把握(MDA)の能力強化、⑤海洋調査及び海洋科学技術に関する研究開発の推進等、⑥離島の保全等及び排他的経済水域等の開発等の推進、⑦北極政策の推進、⑧国際的な連携の確保及び国際協力の推進、⑨海洋人材の育成と国民の理解の増進

基本計画の支柱である「総合的な海洋の安全保障」

— 広く多様な施策により実現

# I. 1. 外交政策(FOIP)と海洋政策(第三期海洋基本計画)

5

## 「総合的な海洋の安全保障」のための施策

### A. 【海洋の安全保障に関する施策】

(第一部「基本方針2-1(1)」、第二部1.)

#### ・我が国の領海等における国益の確保

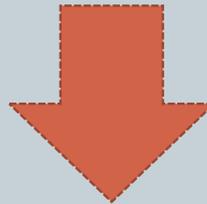
抑止力・対処力および海上執行能力の向上、外交、同盟・友好国との連携強化、情報収集・分析・共有体制の構築、海上交通における安全の確保、海洋由来の自然災害への対応

#### ・我が国の重要なシーレーンの安定的利用の確保

重要なシーレーンにおける取組、情報収集・集約・共有体制の確保、能力構築支援等

#### ・海洋利用の確保のための国際的な海洋秩序の強化

「法の支配」実現のための外交的取組の強化、戦略的な情報発信の強化、国際連携の強化



#### 海上保安庁への期待

海上における法施行・災害対応・航行の安全確保・海洋状況把握など海上保安庁の主要任務が「総合的な海洋の安全保障」の不可欠な施策として貢献する

# I. 1. 外交政策(FOIP)と海洋政策(第三期海洋基本計画)

6

## B. 【海洋の安全保障の強化に貢献する基層となる施策】

### ア. イ. の2カテゴリー

#### ア. 海洋の安全保障の強化の基盤となる施策

- ・海洋状況把握(MDA)体制の確立(第二部4)
- ・国境離島の保全・管理(第二部6)
- ・海洋調査、海洋観測
- ・科学技術、研究開発(第二部5)
- ・人材育成、理解増進(第二部9)

#### イ. 海洋の安全保障の補強となる施策

- ・経済安全保障(第二部2)
- ・海洋環境の保全等(第二部3)

# I. 1. 外交政策(FOIP)と海洋政策(第三期海洋基本計画)

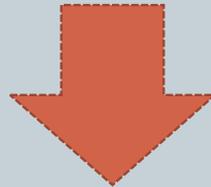
7

## (2) FOIPの「3本柱」

- ①法の支配、航行の自由貿易等の普及・定着
- ②経済的連結性や経済的パートナーシップの強化による経済的繁栄の追及
- ③海上法執行能力の構築、人道的支援、災害救済協力にを通じた平和と安定の確保

## (3) FOIP と基本計画の同時実現

- ①海洋基本計画の理念・施策指針  
自由・民主主義・人権保障・法の支配を通じた、世界の平和・安定・繁栄（第1部1.(1)イ）
- ②FOIPは法の支配と海洋の自由に基づいて海洋秩序を維持し強化する手段（同上）
- ③「総合的な海洋の安全保障」の実現のために諸外国との協力(第1部2-1(1))



⇒FOIPは基本計画の理念および施策指針と一致

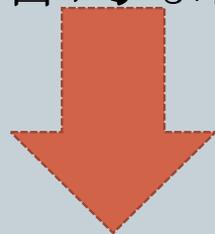
## I. 1. 外交政策(FOIP)と海洋政策(第三期海洋基本計画)

8

FOIPおよび基本計画の根底にあるもの

= 広くとらえた「総合的な海洋の安全保障」

狭義の安全保障 (=防衛) だけではなく、法執行、防災、さらには、MDAの確立、離島の保全、海洋科学調査の発展、科学技術や研究の発展、人材育成、経済安全保障、海洋環境保護による「総合的な海洋の安全保障」の実現



⇒FOIPの3本柱との相互共通性

⇒FOIPと基本計画との同時実現

## I. 2. 海上保安庁の機能・任務：国内業務から国際業務への発展

9

### (1) 海上保安庁の機能・任務：【海上保安庁法】

#### ① 第一条

海上において、人命及び財産を保護し、並びに法律の違反を予防し、捜査し、及び鎮圧するため、国家行政組織法(昭和二十三年法律第一百二十号)第三条第二項の規定に基づいて、国土交通大臣の管理する外局として海上保安庁を置く。

#### ② 第二条

海上保安庁は、**法令の海上における励行**、海難救助、海洋汚染等の防止、海上における犯罪の予防及び鎮圧、海上における犯人の捜査及び逮捕、海上における船舶交通に関する規制、水路、航路標識に関する事務その他**海上の安全の確保**に関する事務並びにこれらに附帯する事項に関する事務を行うことにより、**海上の安全及び治安の確保を図る**ことを任務とする。

## I. 2. 海上保安庁の機能・任務：国内業務から国際業務への発展

- ③第五条 海上保安庁は、第二条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 法令の海上における励行に関すること。
  - 二 海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天災事変その他救済を必要とする場合における援助に関すること。
  - ...
  - 十 船舶交通がふくそうする海域における船舶交通の安全の確保に関すること。
  - 十一 海洋汚染等(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第百三十六号)第三条第十五号の二に規定する海洋汚染等をいう。)及び海上災害の防止に関すること。
  - 十二 沿岸水域における巡視警戒に関すること。
  - 十三 海上における暴動及び騒乱の鎮圧に関すること。
  - 十四 海上における犯人の捜査及び逮捕に関すること。
  - ...
  - 十九 水路の測量及び海象の観測に関すること。
  - 二十 水路図誌及び航空図誌の調製及び供給に関すること。
  - ...
  - 二十五 所掌事務に係る国際協力に関すること。
  - ...

## I. 2. 海上保安庁の機能・任務：国内業務から国際業務への発展

11

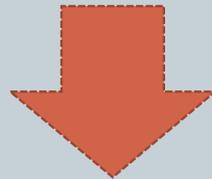
### (2) 国際業務の発展

#### ① 海上保安庁の成立経緯

#### ② 海上保安庁の「国際」業務の展開

a. 海の「国際性」「対外性」

b. 外交の一環としての海上保安庁の機能



海上保安庁が外交政策 (FOIP) の実施を担うのは必然

## II. 1. 領海警備にみる日中関係

12

### 【日本にとっての中国】

#### (1) 岸田総理大臣令和4(2022)年1月17日施政方針演説

「中国には、主張すべきは主張し、責任ある行動を強く求めていきます。同時に、諸懸案も含めて、対話をしっかりと重ね、共通の課題については協力し、本年が日中国交正常化50周年であることも念頭に、建設的かつ安定的な関係の構築を目指します。」

(一般的な文脈で)

「海上保安庁と自衛隊の連携を含め、海上保安体制を強化するとともに、島嶼防衛力向上などを進め、南西諸島への備えを強化します」

## II. 1. 領海警備にみる日中関係

13

### (2) 中国海警法 (China's Coast Guard Law)

**2021年2月1日施行**

【国際法上の問題】

国際法とくに1982年United Nations Convention on the Law of the Sea (UNCLOS)

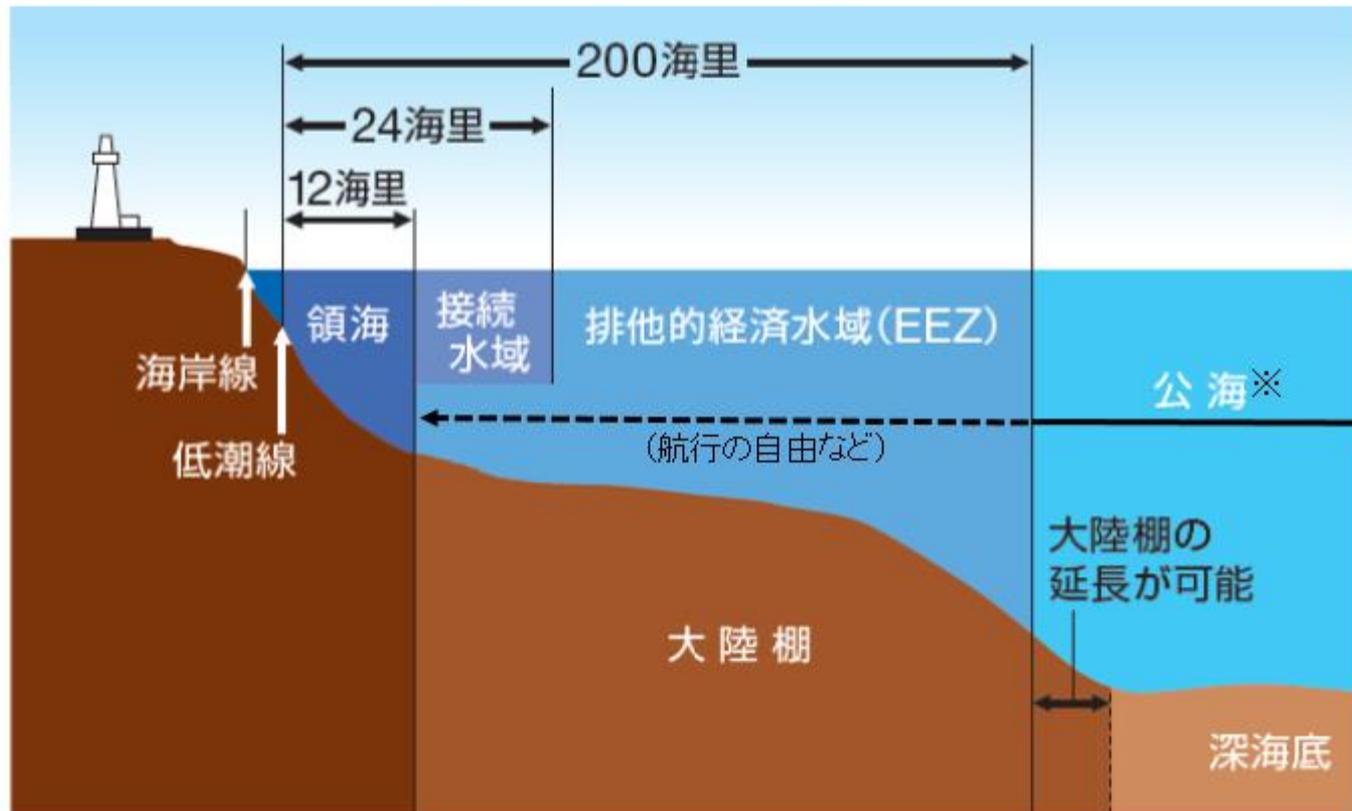
- ①適用海域が融通無碍
- ②日本の公船(海上保安庁船舶、海上自衛隊船舶)への武器使用の可能性
- ③「法執行」と「武力行使」の区別の否定

## II. 1. 領海警備にみる日中関係

14

(出典: [https://www1.kaiho.mlit.go.jp/JODC/ryokai/zyoho/msk\\_idx.html](https://www1.kaiho.mlit.go.jp/JODC/ryokai/zyoho/msk_idx.html))

### ◆ 領海・排他的経済水域等模式図

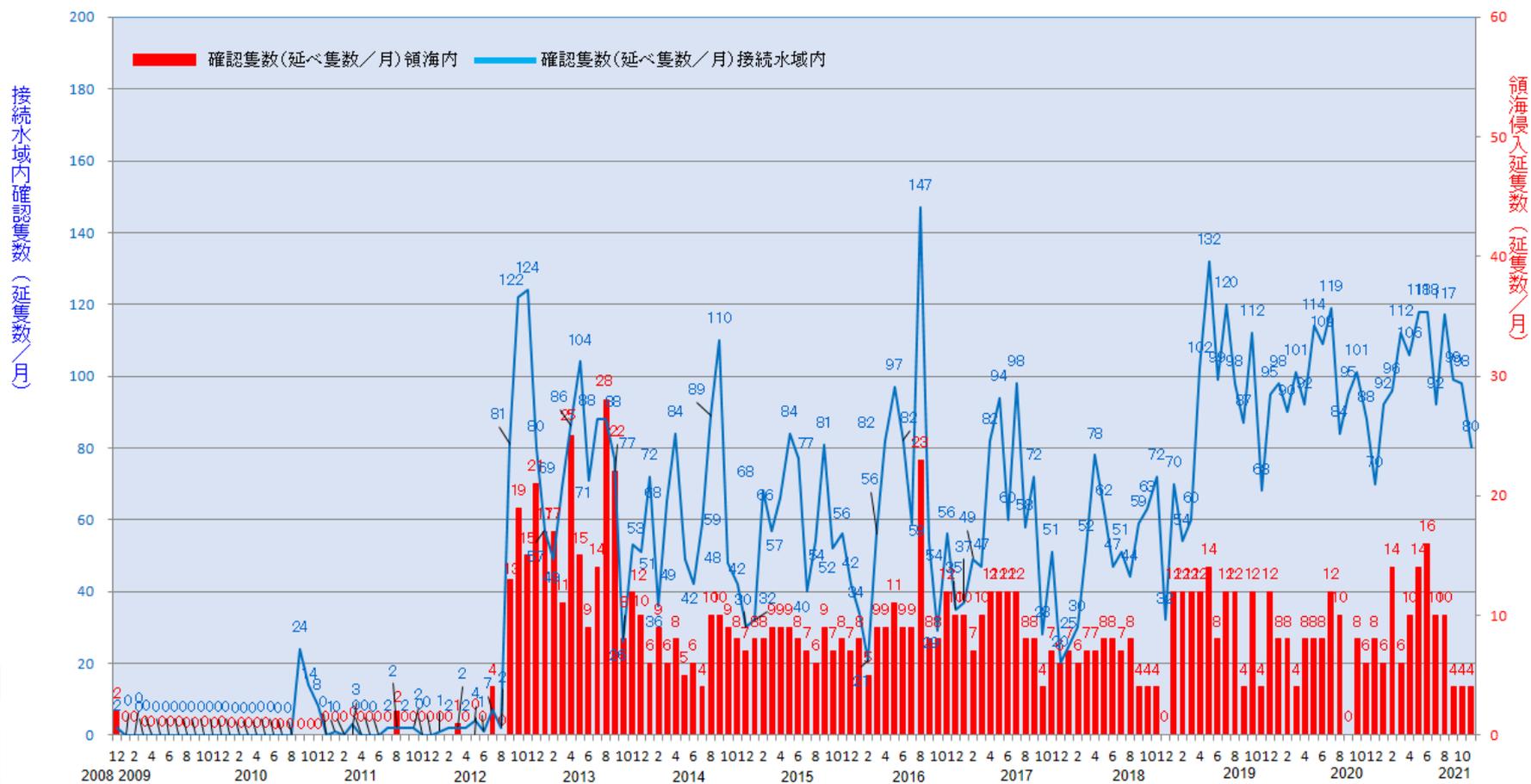


# II. 1. 領海警備にみる日中関係

15

## 尖閣諸島周辺海域における中国海警局に所属する船舶等の動向と我が国の対処

(出典) 尖閣諸島周辺海域における中国海警局に所属する船舶等の動向と我が国の対処 | 海上保安庁 (mlit.go.jp)



## II. 1. 領海警備にみる日中関係

16

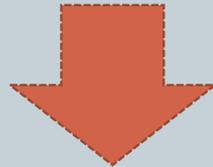
海上保安庁船は、常時、尖閣周辺の日本領海で、中国公船（海警船、軍艦）および中国漁船が有害行為を行う危険に直面している

**(前出) 2017年4月総合海洋政策本部 安倍内閣総理大臣**

「次期海洋基本計画では、『海洋の安全保障』を幅広く取り上げ、**領海警備、... に万全を期す**」

**(前出) 岸田総理大臣令和4(2022)年1月17日施政方針演説**

「海上保安庁と自衛隊の連携を含め、**海上保安体制を強化する**とともに、島嶼防衛力向上などを進め、南西諸島への備えを強化」



今ほど「**領海警備の実効的確保**」が重大で喫緊の課題となったことはない。

**C.f. 「不審船」事例2件**

これが「**日本にとっての中国**」

## II. 2. FOIP(国際支援)を通じた海洋の安全保障の実現

17

### (1) 東南アジア諸国への支援活動のあるべき基本方針

日本に独自の支援活動の実施

「対中国」を前面化する必要なし

#### ① 普遍的価値の共有

自由・民主主義・法の支配・航行の自由・自由貿易・人権保障など

#### ② 相互的利益享受

⇔「一方的・片務的」にいずれかの国だけが利益享受

## II. 2.FOIP(国際支援)を通じた海洋の安全保障の実現

18

### (2) 東南アジア・ASEAN諸国への支援活動

海上法執行能力の構築、人道支援・災害救援等

⇒海洋の安全保障の実現(第3期海洋基本計画の施策)

- ・我が国の領海等における国益の確保

外交、同盟・友好国との連携強化

- ・我が国の重要なシーレーンの安定的利用の確保

- ・海洋利用の確保のための国際的な海洋秩序の強化

⇒FOIPの3本柱の①と③の実現

①法の支配、航行の自由貿易等の普及・定着

③海上法執行能力の構築、人道的支援、災害救済協力を通じた平和と安定の確保

## II. 2. FOIP(国際支援)を通じた海洋の安全保障の実現

19

### (3) 「経済安全保障」

インフラ整備、貿易・投資、ビジネス環境整備、開発、人材育成等

#### FOIPの3本柱の②

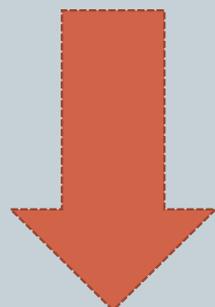
②経済的連結性や経済的パートナーシップの強化による経済的繁栄の追及

岸田総理大臣令和4(2022)年1月17日施政方針演説

(経済安全保障)新たな法律により、サプライチェーン強靱化への支援、...

# 第4期海洋基本計画への展望

20



～第4期海洋基本計画への展望～

ご清聴ありがとうございました